

【資料5】

大阪市デジタル基盤整備方針における PMO 支援業務委託

落札者決定基準

令和8年4月

大阪市デジタル統括室

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札事業者評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

落札者決定基準（別紙「大阪市デジタル基盤整備方針におけるPMO支援業務委託提案書評価表」）（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の単純和による合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

本業務委託では、デジタル基盤整備の進捗管理や課題解決支援、各大規模プロジェクトにおける整備方針との整合性確認、整備方針の維持管理（更新）の支援を委託するものであり、デジタル基盤に関する高度で専門的な知識、本市の各システムや事業の取組状況及び国の省庁が進めるデジタル化の方向性等に対する調査、情報収集、理解能力が求められる。対象となるデジタル基盤は本市の様々な業務とシステムを支えるインフラとして多くのサービスを提供する重要なシステム群（単一の業務システムではない、端末、ネットワーク、ユーザ ID 等の運用管理を行うための様々な機器、システムの複合体）であり、連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在する。そのため、本業務は現在および今後デジタル基盤を利用する全ての業務システムや職員に関係する大規模なプロジェクトであり、多人数の要因への高度な統制力が必要なものである。ついては、提案者の事業に対する考え方や知見が成果に大きく影響を与えることから、「技術点」に重点を置いた総合評価が必要となる。

このことから、「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、2対1とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(450点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(300点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(150点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合
「技術評価点」のうち、「提案書評価表」の評価項目『1.1.2 提案者が果たすべき役割（成果）』が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「提案書評価表」の評価項目『1.1.2 提案者が果たすべき役割（成果）』の評価点」が同じ場合
「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

(1) 項目評価の考え方

評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。

また、評価項目の重要度に応じて、それぞれ3～10点の項目加重点を評価項目ごとに設定しており、評価点数で判定する各評価項目の項目評価点の計算は、「(2) 技術評価点の計算」の式にて行う。

各評価項目に対しての評価点数で判定するものとし、具体的な評価項目は「提案書評価表」のとおりである。なお、「提案書評価表」の各評価項目（小項目）の項目評価点でいずれかひとつでも0点がある場合には、落札候補者とししない。

また、技術評価点が180点以下である場合も、落札候補者とししない。

(2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{予定価格}))$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札候補者とししない（提案内容の評価は行わない。）。

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- ・評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ・他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと

- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと